

保護者 各位

美里町長 上田泰弘  
(公印省略)

緊急事態宣言後の町内保育所・認定こども園の登園について

日頃より、本町の児童福祉行政にご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。  
さて、保育所等については、家庭での保育ができない子どもが利用する施設であることから、新型コロナウイルス感染症感染予防に十分留意し、引き続き運営を行っているところです。

今回、新型コロナウイルス感染症感染者数の増加が全国的に懸念されることから、国は 4 月 16 日に全都道府県に対して緊急事態宣言を発出しました。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、子どもや保護者はもちろん、施設職員の皆様の健康と命を守るため、このたび、下記の方などを対象に、可能な限り登園を控えていただき、家庭内での保育を行っていただくよう要請をすることといたしました。

つきましては、今回の要請の趣旨をご理解いただき、可能な限りご家庭内での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 家庭内保育要請の対象となる方

- ・保護者の方で家庭内での保育が可能な方  
(例：保護者が育児休業中、休職中、求職活動中の方など)
- ・保護者以外の方で家庭内での保育が可能な方  
(例：園児の祖父母等により家庭での保育が可能な方など)

※家庭内での保育が困難な方については通常通りの登園が可能ですが、検温や送迎時のマスクの徹底など、各園において感染拡大防止として取り組んでいるルールには必ず従ってください。

2 家庭内保育要請期間

令和 2 年 4 月 22 日 (水) ～ 5 月 2 日 (土)

※今後の状況により、延長する可能性があります。

この内容は、今後、感染規模や国・県の方針等により内容が変わる可能性がありますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

(問合先)  
美里町役場  
福祉課子ども・生活支援係  
電話番号：47-1116